

上大津東小学校「いじめ防止基本方針」

(令和6年3月25日改訂)

I 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。すべての児童を対象に、いじめに向かわせないために未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

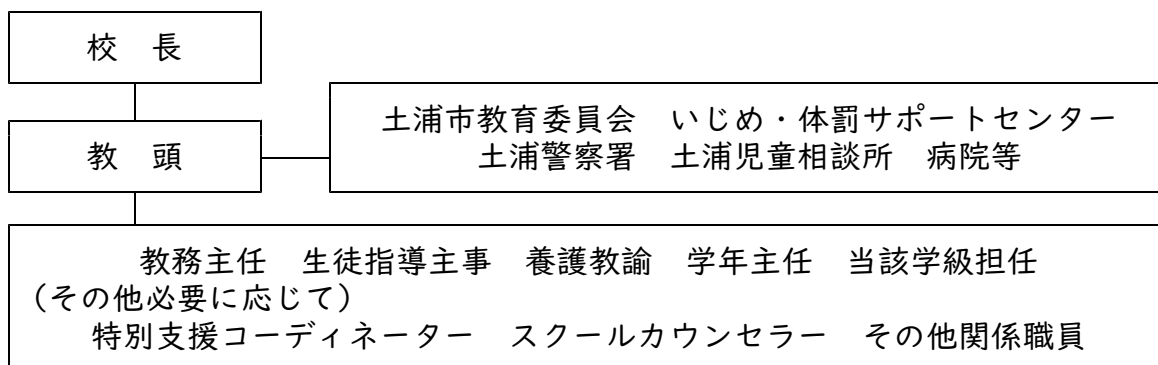
教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめは起こりうるものであるという認識をもつ。また、いじめを報告するのが悪い学校ではない、いじめを発見し解決するのがよい学校という意識をもつ。
- ② 「弱いものをいじめることは人間としては絶対許されない」との強い認識をもつ。
- ③ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有しているので、家庭との連携を十分に行う。
- ⑥ 家庭・学校・地域社会などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。
- ⑦ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

① 構成員



② 役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定
- ・ いじめの未然防止、早期発見、対応
- ・ 進捗状況の確認
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修
- ・ いじめ防止基本方針の見直し

③ 開催

必要に応じて委員会を開催（ケース会議）

(2) 毎週開催の職員終会での情報交換及び共通理解

全教職員での配慮を要する児童や学級・学年の生徒指導に関する現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前に働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・ 基礎的・基本的な事項の徹底習得
- ・ 意見を言い合える場面設定（言語活動の充実）
- ・ ペア学習・グループ学習の充実
- ・ 授業評価アンケートの実施

(2) 生活規律の徹底（あたりまえ5か条）

- ・ 1分前行動によるゼロ分スタート
- ・ 正しい姿勢
- ・ 発表の仕方・聞き方

(3) 学級集団づくり

- ・ 話合い活動・学級活動の充実
- ・ 一人一人のよさを認め合う集団づくり
- ・ 居場所づくり・絆づくり
- ・ ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンター等の有効な活用

(4) 道徳教育の充実

- ・ 自己肯定感を高める道徳科の授業の工夫
- ・ 全ての教育活動における道徳教育の充実
- ・ 「いじめ」の本質や構造の理解

(5) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・ 総合的な学習の時間等における豊かな社会・自然体験活動の設定
- ・ 縦割り班での遊びを通しての交流体験
- ・ クラブ、委員会を通しての異学年交流
- ・ 1年生と6年生、2年生と5年生の交流実施
- ・ 小中一貫による小中間交流

(6) 児童会活動

- ・ 代表委員会が中心となって全校児童で取り組む「いじめ0集会」
- ・ 学校行事の主体的な運営
- ・ 委員会活動の充実

(7) ネットなどのいじめの対策

- ・ 全児童のインターネットに関する使用状況調査により現状把握
- ・ 専門的な機関による情報モラルの学習会の開催（ICT支援員の積極的な活用）
- ・ 家庭における情報機器の使用についての保護者との連携
- ・ タブレット端末を用いた定期的なアンケートの実施

4 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。

- (1) 教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童生徒の観察及び理解
 - ・ 些細な出来事でも、当人が「イヤだ」と感じることはいじめと認識して指導するように、職員の意識を変革する。
 - ・ 児童に関わる時間を確保し、なるべく一緒にいられるように努める。
 - ・ 児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などの観察（いじめのサイン発見チェックリスト活用）
 - ・ 日記や自主学習ノート、eライブラリ上のメール機能の活用
 - ・ 年2回の全児童への教育相談（7月・11月）や記名式のアンケート調査（7月・11月・2月）の実施
- (2) 日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応
 - ・ 職員終会における生徒指導情報交換の実施
 - ・ 生徒指導主事の情報集約と管理職への確実な報告
- (3) 家庭・地域との連携を密にした情報交換

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめのサインに気づいた場合、大きな問題に発展しないように速やかに『予防的介入』を行う。
 - ・ 情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
 - ・ 秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。（状況に応じて他の職員が中心になるなど、柔軟に対応する。）
 - ・ 「いじめ防止対策委員会」で話し合う。
 - ・ 学級活動等でいじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導にあたる。
 - ・ 「学級づくりの時間」等、ふれあいの時間を大切にするとともに所属感を味わえるような学級作りに努める。
- (2) 本人・保護者等のからいじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
 - ・ 秘密の厳守を約束し、じっくりと話を聴いて安心感を与える。
 - ・ 本人の苦痛を親身になって聴く。
 - ・ いじめが解決するまで、最後までしっかりと守ることを約束する。
 - ・ 基本的には本人の了解を得てから事実究明に乗り出す。
 - ・ 担任や学校に何をしてもらいたいかを確かめながら共に考える。
 - ・ 特に保護者の訴えに対しては、管理職や生徒指導主事などが同席するなど、複数で対応するようにする。
- (3) いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
 - ・ いじめを制止し、関係児童を残す。
 - ・ 必要に応じて他の教師の協力を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認する。
 - ・ その日の内に、関係児童から個々に事情を聴き、再度事実確認する。
- (4) いじめていた児童・保護者への対応
 - ・ 保護者を召還し、いじめの概要について説明し理解を求めると共に、今後の家庭

教育の在り方等について一緒に考える。

- ・ いじめていた児童には、いじめは絶対許すことのできない問題であることを厳しく指導する。
- ・ いじめた責任は謝ってとれるものではない。いじめられた児童が安心して学校生活が送れるようにすることが責任をとることであることをいじめた児童にしっかり指導する。
- ・ 当該児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう継続的に指導する。

(5) いじめられていた児童・保護者への対応

- ・ 家庭にいじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・ 二度とこのようないじめが起こらないように指導の徹底を図ることを約束する。
- ・ いじめられていた児童に対しては、様々な方向から心のケアをしていくとともに、安心して学校生活が送れるように、全力で守っていくことを約束する。
- ・ 保護者とこまめに連絡を取り、丁寧に経過報告を行う。

(6) 観衆・傍観者への対応

- ・ はやし立てたりする行為はいじめを助長するもので、いじめと同じであることを指導する。また、黙って見ているだけであっても、いじめを支持していることになることを理解させる。
- ・ いじめの問題について話し合わせる等、自分の問題として考えさせる。
- ・ いじめは絶対許されない行為であり、自分達の力で根絶しようとするのが重要であることを指導する。

※ すべての事例に対して、複数の教員で対応する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に大きな被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生したことを市教育委員会に速やかに報告するとともに、土浦警察署などの関係機関に通報し、援助を求める。
- ② 教育委員会との協議の上、当該事案に対処するいじめ対策委員会を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会などにより適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け、協力を依頼する。